

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成26年4月25日(金)午後2時から午後4時15分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 7人

佐賀地方裁判所裁判官 杉 田 友 宏

佐賀地方検察庁検察官 朝 倉 朋 美

佐賀県弁護士会弁護士 隈 淳 平

佐賀地方裁判所長 鈴 木 浩 美(司会)

2 議事内容等

別紙記載のとおり

(別紙)

議事内容等

司会者

佐賀地方裁判所長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まりまして、まもなく5年になりますけれども、佐賀でも被告人の数にしますと42名の方の裁判員裁判が行われまして、多くの方々に裁判員として裁判を担当していただきました。

本日は、裁判員経験者の意見交換会ということで、7名の方に御参加いただきました。裁判員経験者の皆さんには、お忙しい中、意見交換会に参加していただきまして、誠にありがとうございます。

裁判員の皆さんには、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますけれども、裁判員裁判を経験された後しばらく経過いたしましたこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返っていただきながら、御意見や御感想をお伺いしたいと思います。

そして、その御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かして、国民の皆さんが参加しやすく、また、分かりやすい充実した裁判員裁判になるための参考とさせていただきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。

検察庁からは朝倉検事、弁護士会からは隈弁護士。あと、裁判所からは杉田判事に出席していただいております。3名の方々には、裁判員経験者からの皆さんからの質問に答えていただいたり、時間があれば裁判員経験者の方々に質問していただくことがあるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、裁判員経験者の皆さんから全般的な感想などをお伺いしまして、その後、裁判の手續の段階を区切って意見交換を進めてまいります。

意見交換会は1時間45分程度を予定しておりまして、途中で15分程度の休憩時間を取りたいと思っています。

意見交換会終了後は、30分程度、傍聴されている報道機関の皆さんから質問の時間を取った上でこの会を終了する予定になっておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは早速、中身に入っていきたいと思います。

まず、裁判員裁判で裁判員を経験された皆さんから、全般的な感想なり御意見を、お一人2分程度で順番にお願いしたいと思います。

なお、今日はお名前については明らかにされたくないという方もおられますので、全員番号で呼ばせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それではまず、1番の方からお願いしたいと思います。

経験者1

まず、裁判員裁判に参加させていただいて、非常にアドバイスいただきありがとうございました。裁判所の方に、まずはお礼を申し上げます。

裁判員制度というのは、いろいろと肯定的な方、否定的な方いらっしゃるかと思うんですけど、私はどちらかといえば肯定的でございます。裁判員制度の一つの趣旨としては、判決の中に市民感情といいましょうか、そういったものを取り入れるというふうなところに制度の趣旨が1つあるかと思うんですけども、そういった意味で、通知が来た時にぜひ参加したいなと、決して興味本位ではないけど、参加したいな、経験してみたいなというふうな気持ちで参加をいたしました。参加してみて、先ほども言いましたように、本当いろいろ経験してよかったなと、ちょっと軽率な言葉かもしれませんが、表現がもしもれませんが、よかったなと思っています。

ただ、その参加した判決が、私の場合には1審で確定したと思うんですけども、その後、2審というんですかね、そういったところでどこまで

反映するかなというところがちょっと少し危惧している　危惧というんでしょうかね、裁判員制度の趣旨がどこまで反映されるのかなというのが、今、自分の中ではまだまとめきれてないところで、いずれにしても、いい経験ができて、参加してよかったなというのが一番の感想でございます。

司会者

ありがとうございました。

続きまして、2番の方お願いいたします。

経験者2

ちょっとうまく伝えられるかどうか分からないんですけども、私も最初は、自分のところにまさかそういう通知が来るとは思っていなくて、実際に通知が来てみて、もう正直びっくりしたというのが一番最初の感想、正直な気持ちでした。

それが来て、中身を読んでいくと、これが決定ではありませんというふうに書いてあって安心した部分もあったんですけど、やっぱりせっかくなら参加させていただきたいなという気持ちも半々ありました。で、段階を踏んでいって、いざ裁判所に来てくださいという通知が来て、まさか本当に来るとは思わなかったのも、また、どうしようという気持ちがだんだんだんだん大きくなっていったんですけども、今となっては、参加させていただいて、本当にいい経験で、先ほどもおっしゃったんですけど、軽率かもしれませんが、私も参加させていただいて、自分の意見もちゃんと反映されるんだというのが分かってすごいいい経験になりました。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。

3番の方お願いいたします。

経験者3

私もこれまで、傍聴とか、ああいう経験もほとんどなかったんですけども、通知をいただいて、一ついい機会だ、勉強してみようという気持ちで受けたんですけど、それから判決文とかいろいろ見ていると、いかに社会の複雑さの中で、法というもののルールといいますかね、これがなければ本当に世の中はどうなるのかなというふうな、その使命というんですか、裁判に携わっている方、あるいは検察の方、そういうものの重要性をひしひしと感じました。だから、本当に勉強しなきゃいかんということですね。

特に、私辺りの年齢になりますと、本当に自分を磨かないと自分自身がこの世の中の動きに付いていけないんじゃないかというふうなことで、さらにこれを機会として、広くいろいろな判決文とか何かああいうものを勉強していきたいなという意欲にかられているところです。どうも今日はありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。

4番の方お願いいたします。

経験者4

私も実は去年の8月ですか、裁判所から封書が来まして、裁判所から封書が来るというのは、私は交通違反していないし、何だろうかと思ったんですけど、開けてみたら裁判員の候補ということで、応募に参加することになりまして、面接に行きましたら40人ぐらいいらっしゃるんですよ。その中の6人、私はこれはもうだめだと思ったところが、その6人に選ばれて、最初は、ああ、これは運がいいんだとかいろいろ思っていましたんですけど、だんだん進むうちに、これは大変な問題だ、大変なことだと責任を感じましてですね。それから、6人の方といろいろと話したり、それから裁判長、それから裁判官ともいろいろ意見交換して、本当

にこれは勉強になりましたし、ただ事じゃないなということを実感しました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

5 番の方お願いいたします。

経験者 5

私も皆さんと同じように、好奇心だけで最初は来たわけですけど、当たってみると、あり得べからざることが多過ぎるんだなということが分かりました。それは、同じ人間でどうしてこんなに違うんだろうかと。裁判所というのは何かなければ行かない所ですので、玄関に入るまでガチガチで、いろいろその中から、裁判長、その他の話をお聞きして、ああ、こういうことなのかということが分かりました。大変な勉強をさせていただいたんだなというふうに思っています。

人生いろんなことがあるんだなということが分かると同時に、人間というのは恐ろしいもんだなというのも分かってきました。そのものが一番の感想です。

司会者

ありがとうございました。

6 番の方お願いします。

経験者 6

まず、選ばれた時に、もうとにかく自分は嫌だと、無理だと、私には絶対無理だと思って、お断りをしようと思っていたんですけど、断る理由が一つも当てはまらなくて、来るはめになったというか。で、抽選でさらに選ばれて、どうしようという感じで、慌てて配られたDVDを見たりとかして心構えをしようと思ったんですけど、もう最後の最後までやっぱり嫌

だという気持ちはありました。

いろいろ話に参加をして、分かりやすく協議もしていただいたので、参加はしやすくあって、自分の意見もしっかり言えたかなと思って、参加はできてよかったかなと思っています。

司会者

ありがとうございました。

では、7番の方お願いいたします。

経験者7

私も、急に来たので、会社の中でも、北海道から九州まで会社の同僚がおるんですけれども、初めて何か選ばれたらしいんで、いけるところまで参加してみようと思ったんですけど、まず最初にですね、自分はどれだけできるのか 何もできないんですけれども、やっぱり裁判所の中とか、検察とかいうのは我々が普通入る場所じゃないんで、そういう内側から経験させていただいたことは感謝だし、それから、日本に生まれてよかったと思ったのは、裁判の公平さですね、やっぱり検察の方は一生懸命、真摯に裁判に向かっていかれて、弁護士の方もそうだろうし、その中で、裁判官の方はやっぱりそういう形で公平にやるという、いい国なんだと、三権分立はいい国なんだと、そういうふうにいる、この年になってまだ現役で仕事をやっておりますので、いい経験をさせてもらったと思っています。ありがとうございます。

司会者

はい、ありがとうございました。

皆さんからいろんな御意見をいただいたわけなんですけれども、大体、参加できるという関係では、お勤めの方とか、いろんな方がおられると思うんですけど、そんなに日程の調整とかいうことでいろいろ苦労されたというお話はなかったというふうにお伺いしてよろしいんですかね。そこは周り

の方がいろいろ配慮していただいたなということですかね。また後でもお伺いしたいと思っています。

それでは、全般的なお話をしていただきましたので、裁判の中身のほうに入ってまいりたいと思います。

最初に、審理についての感想をお願いしたいと思います。まず、ちょっと手続について思い出していただきたいんですけど、法廷に入りますと、一番最初に起訴された人と法廷に出頭した人が一致しているかどうかという手続をやったと思うんですね。その上で、起訴状の公訴事実という部分について、検察官がこの人がこういう犯罪を犯しましたという主張の部分ですね、それを読んで、その後で、その事実について違っているところがないかどうかという手続をした上で、その後で、検察官が、冒頭陳述といまして、検察が証拠で立証しようとする事実のあらましを述べると。裁判員の裁判の場合ですと、引き続いて弁護人が、また弁護人の立場から後ほど証拠で立証しようとする事実のあらましを述べるというふうな形で進行していただろうと思います。

まず、この専門用語で言うと冒頭陳述ということになるのですが、このところで何か御感想がある方は、どなたかいかがでしょうか。

ちょっと質問が非常に大づかみなので、もう少し細かくお伺いすると、検察官と弁護人がそれぞれ証拠で立証しようとする事実のあらましを述べたと思うんですけども、そこで使われている言葉についての分かりやすさとか、そこら辺はいかがでしたか。

経験者 7

いや、分かりやすかったと思いますよ。よくかみ砕いて、我々に全般に分かるようにかみ砕いておっしゃっていただいたと思うんですよね、丁寧に。

司会者

ほかの方がいかがでしょうか。

経験者 5

抵抗感というのは、言葉に対してはなかったような気がします。

司会者

抵抗感。

経験者 5

言葉自体、分からないものがあんまりないような気がしました。

司会者

言われていることは、日本語として自分の頭にスーッと入ってきたという感じですかね。

経験者 5

ええ。仕事柄とか、そういう感覚は全くなかったような気がしますね。

経験者 1

私の場合はですね、おおむね日常的な会話的には耳には入ってきました。

司会者

皆さんの担当されている事件が、今回は7名の方に来ていただいているんですが、担当された事件の内容はそれぞれ異なっておりますね。自白事件といいまして、基本的に起訴されている事実関係については争わないで、自分がやったことは間違いないと言っている事件、そうなってくると、裁判の中心というのは、どういう刑にするかというところが中心になるという事件と、あと、一部争っている事件といいますか、一部全面的に争っている事件もあったようですけれども、そうなってくると、それぞれの、こういうことを証明しますという要点の主張についても少し分量が違ったんだろうなと思われそうですけれども、そこで述べられた情報の量ですね、その辺についてはいかがですか。ちょっと詳し過ぎたんじゃないかとか、あるいは簡単過ぎたんじゃないかとか、あるいは適当だったんじゃないかとか。

今思い出していただいでですね。

経験者 7

適当だったと思いますけどね。素人の耳にすんなり入ってくるぐらいですから、検察の方も弁護の方も、やっぱりそれぞれの立場で、裁判員にも分かりやすくよく御説明なされたと思うんですけども。

経験者 4

私が担当したのはある傷害致死事件だったんですけど、やっぱり検察側からもですけど、弁護士からも執拗に、これでもかこれでもかというぐらいいっぱい説明があったんで、我々裁判員としては、ある程度納得しましたけど、本当しつこいくらいにありましたんで、それはよく分かりました。

司会者

争っていた事件でしたよね。

経験者 4

はい。

司会者

結構争いのある点がたくさんあった事件のようでしたので、一番最初の、これを証明しますよという内容も結構ボリュームがあったんじゃないかなと思われるんですけども。

経験者 4

だから、裁判長いらっしゃるけど、もう大変だったです。

司会者

事件の関係から言うと、多少詳しくなってもしょうがなかったということですかね。

経験者 4

はい、そう思いますね。

司会者

その時に、検察官のほうは、どの事件でも大体 A 4 , 1 枚か、あるいはその A 4 の倍ですね、A 3 , 1 枚ぐらいの書類を出しておられて、あと、弁護人のほうは、事件によっては口頭で述べただけじゃなくて、その口頭で述べた内容をメモしたものを出されている方と、そうでない方おられたんですけれども、その書面というのはどういうふうにその際に利用されたのでしょうか。聞きながら見られている方もあるでしょうね。

経験者 4

そうですね。

司会者

あと、あんまり書面は見ないで、専ら検察官と弁護人のお話ししていることを自分としては聞くほうに集中したという方もあるでしょうしね。

経験者 7

私の場合は、本当に殺意を持ってたたいたのか、たたかんのかという問題で、非常に弁護人の方から手加減したという部分があったんですよ。それでもう一回、後で大分読み返したんですけど、非常にその辺に関心がいったりとか、やっぱり手加減と、本気に、何でもいいから、お金を取るために殺してもやるというのと違うんだろうと思って、その辺、大分、書類とか、弁護人の方の弁護と、大分読み返しましたけれども、結構後から見ました、読み返しました。

司会者

その後、証拠調べ、証拠の中身に触れる手続があったと思うんですけど、その一番最初の書面なりというものは、その証拠調べの時にどういうふうに使われたかとかいうのは、何か覚えておられることはありますか。

また、いろんな書面のスタイルがあって、比較的簡単に箇条書きくらいの感じで書いてあるものと、相当、情報量の多い等いろいろ・・・。

経験者 4

それは図解でありましたね。図解で、いろいろやり合った位置の問題で。

経験者 1

私がかかわったのも傷害致死だったと思うんですけれども、お互いに酒を飲んでいるという状態だったんですね。で、防犯カメラの映像が証拠というんですか、見せられて、それとその文書等々と合わせながら考えた時に、まだ今でも少しあれなんですけど、何で被告人と被害者になったのか、いっぱいいたんですよね、関係者がいっぱいいたんですけど、被害者は1人で、被告人は仲間がいっぱいいたんですよ。何でこの被告人と被害者にならないといけなかったのかというのが、単なる酔っぱらっていた、酩酊だったからというだけでは、私はすんなりこなくて、何でなのかというのをずっと追及したかったんですね。そういう質問もしたんですけれども、結果的には、自分の中では、何でそうなったのか、被告人と被害者が。そこが分からなかったですね。そこら辺を、自分の中では、自分の視点の中では、基準の中では、そこをもっとつまびらかに論議をしたいなというのは残っていました。単なる酔っぱらっていたからというふうに、訳が分からなくてそうなったというようなことだったかなと、ちょっと記憶ではあるんですけれども、そういうところが残っています。

司会者

そうですね、冒頭陳述等から見ていくと、そのこのところの内容と、出てきている書面の関係では、何かもう少しこんなふうにしてほしかったとかいうふうな御意見はありますでしょうか。

経験者 3

私の場合は発達障害による放火というんですかね、こういう件でしたけれども、写真なんかでその放火の状況のあれがありまして、検察のほうで細かいメモの資料があって、お互いに分かりやすく説明する熱意は感じましたけれども、そうですね、やはり最初、私もこういうものはよく、トラ

ブルというのは子供，家庭的にもいろいろちょっとしたことであるんだけど，それがこういう放火というのがいかにひどい犯罪に匹敵するかということをこれで初めて知りましたが，特にマンションなんかになると，かなり多くの人が入居しておりますから，それに対して厳正な立場からの立証になった時，検察のほうはそれを中心に力を注いでいきますし，弁護士のほうは親子の関係，その辺のことを細かく心理的に説明しようとする熱意ですかね，その辺をやはり法廷で直に見ると，ちょっと本当に事件というのはささいなことからあれているから，本当にそういう，病気というもので，医学的に名医の方があれる中で起こっていると言うんだけど，ちょっとやっぱりお互いの，その社会の生活の中でも相当鍛えられた人間でもこういうことが起こるということで，ちょっとびっくりしましたですね。

司会者

ありがとうございました。

証拠の中身に少し入ってきましたので，証拠調べに入っていきたいと思えます。

証拠調べの場合ですと，まず検察官のほうで立証することになっていきますので，証拠の書類ですね，先ほどから皆さんから出ていますように，写真など，あるいは図面などがあつたかと思えます。あと，供述調書といひまして，検察官が捜査の段階で，被害者とか関係者から聞き取った書類を読み上げるという方法で調べたようなこともあるだろうと思えます。その被害者とか目撃者の人を法廷で証人として調べたというふうなこともあつたと思えます。あと，もちろん被告人のほうからこの事件のこと，あるいは今後のことについて聞くというふうなことがあつたと思えます。

この辺のところなんですけれども，その証拠調べの中身の関係で何か御意見ありませんでしょうか。7番の方いかがですか。証拠調べの，今言っ

たようなことが多分あったと思うんですけれども、その中で、いろんな証拠があったと思うんですけれども。

経験者 7

私の場合の事例は、完全に被告が認めていますので、ただ、何回殴打したかというだけの話なんです。だから、被害者は7回したと言ったと思うんですけど、加害者は2回しかしなかったという話もありますし、それであと、凶器のバールと、たしか頭の側頭部のけがの状態とか、写真と凶器だったと思うんですけど、2回か3回か打ったのは間違いなし、逆に、被告も被害者からたたかれてけがをしているということで、よく分かりませんが、たまたま、もうたたいたのは間違いなし、けがしたのも間違いなし、そういうのははっきりしていたと思うんですよ。ただ、何回かとかいうのは、だから、僕が気になったのは、そんなに本気でめちゃくちゃやろうとしなかったんじゃないかなというところに僕の頭が行ってしまったのがあれなんで、だから、情状酌量の余地は、多少情けがあるんじゃないかなという感じなんで、そういうところを中心に僕はもう裁判員として見ていたということなんで。まあ、でも、十分な証拠だったんじゃないでしょうか。

司会者

7番の方の事件の場合ですと、たしかお医者さんを・・・

経験者 7

ええ、出られました。

司会者

けがの関係で証言されたと思うんですけれども、お医者さんの話を証人として聞かれたというのはいかがでしたか。

経験者 7

いや、やっぱりお医者さんは当然、検察から出ていますから、結構2回

ぐらいじゃないという感覚の言葉だったと思うんですよ。だけど、確かに、よくあれで終わったなという、あのけがで済んだなという感覚じゃないですかね。だから、本人も完全に認めていますし、たたいたのはもう間違いないと言っていますので、そのうちに、本人の場合は眼鏡が外れて見えなくなって、非常に目が薄いらしくて、何回たたいたかというのは最後まで分からなかったんだろうと思うんですよ。二、三回ということに、最終的には収まったんじゃないかと思うんですけれどもね。

司会者

ありがとうございました。

6番の方は、何か証拠調べで印象に残っていることとか、あるいはここはよかったとか、あるいはこのところはもうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかなというふうな御意見はございますか。

経験者6

使われた凶器とかで、ひもを使ったとかあったんですけど、その文書だけでなく、実際にそれを回して見せてもらって、触って、こういうので絞めたんだとかいうのが分かったというか、事件の内容というものがまたよく見えたというのがありました。これで絞めたらきついよねというのも分かったし、文章だけでなく実際に見ることで、強さというのを知ることにはできましたね。ドクターの見解とかもあったんですけど、被害者さんの写真を見て、出血していたりというのがあったので、普通の方は、それを見るとやっぱり血が出るまでとなると思うんですけど、ドクターの見解も一緒に合わせて見ることができたので、判断しやすかったかなと思います。

司会者

その事件では、お医者さんは証人では。

経験者6

ではなくて，書面の中での。

司会者

お医者さんが，検察官に述べられた内容だったんですかね。

経験者 6

ですね。被害者さんの症状を説明された感じです。

司会者

ありがとうございました。それでは5番の方，同じ質問なんですけど，同じ事件を担当されていましたね。

経験者 5

同じ事件だったんですが，その辺は目に見えて判断がしやすかったというのはあります。それと，何でそういうことが起きるのかというのを，また知りたいんです。その辺が，大変，はっきりこうしたんだということが分かっていたことなので，あとその判断をどうするのかということが大変難しかったような気がします。

司会者

何でそういうことをしたのかという関係では，多分，この事件では被害者の方は法廷には出てこられていないと思うんですけども，被告人のほうからその辺の話は出ていたと思うんですが，その被告人の話というのは分かりやすかったですか。

経験者 5

分かりづらいこともありましたね。自分の意思をはっきりおっしゃられないようなところもあったような気がします。ただ心情としては，大変申し訳ないという心情が出ていたんで，こういうことが本当にあるんだなということを感じました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、続きまして4番の方ですね。4番の方は、傷害致死の事件で争うという事件でしたね。何か、証拠調べの中で、何か印象深かった点とか、こういう証拠調べの仕方はよかった、このところは工夫したほうがいいんじゃないかとかいうのは、何かございませんか。

経験者4

これは被告が、自分は来たのを払いのけたらそのまま落ちたといったような話をしていたんですけど、お医者さんの解剖結果というのもありまして、だから被告は、自分は払いのけたんだって言っているけど、だから、要するにそのスツと倒れた位置の問題とかもありまして、倒れて、今回マンホールがあるんですよ、鉄製のですね。そこに落ちたかもはっきり分からないんですけど、お医者さんの話では、とにかく胸を急に叩いているから、それが死因ということを知りました。だから、やっぱりその辺で被告人と違うのかなと。本人はもう、自分は払いのけたんだと言っているけどですね。そういうふうなところで、そういう面はだから、結構調べてあるなと思いました。解剖の結果ですよ、これはですね。

司会者

この事件の場合には、お医者さんが証人として出てきて、その言葉の中身とか、あとはどういう経過でそういうことが起こるのかとかいう説明をやってもらったんだろうなというふうに思うんですけども、その辺の説明は分かりやすかったですか。

経験者4

分かりやすかったです。

司会者

それで何か、皆さんのほうからお医者さんに質問をされたこととか、そういうのはあるんですか。

経験者4

ありましたね。あって、そしてよっぽどでないということとは起きないというか、ただよけるくらいでは、そうやってね、どの程度でそういう状態になるかという、心臓が払いのけたくらいで止まるかというのはあったけど、そういうこともやっぱりあるんだなという点は、私は感心しましたけどね。

司会者

あの事件の場合ですと、争点は、被告人の人がわざとそうしたのか、あるいはその強さとかいうのが争点で、争いの問題点になっていたというふうに思うんですけども、それはやっぱりお医者さんの・・・。

経験者 4

被告のほうは、軽く振り払ったという感覚で話していますが、後の証人の方はそんなもんじゃない、あれはひどかったという話ですね。

司会者

その辺の判断の関係では、やっぱりお医者さんの話が聞けたという点はよかったのかなということですかね。

経験者 4

はい、そう思います。これが一番の、私たち裁判員としては一番。

司会者

一番の決め手になったんですか。

経験者 4

決め手というか、インパクトが強かった。

司会者

ありがとうございました。3番の方は、何か証拠調べで、ここが良かった、あるいはちょっとここを工夫したほうがいいんじゃないかとかいうものはございますか。

経験者 3

やはりマンションの中のカーテンに点火してそこから出火している。拡大しようとした時に、そういう写真も細かく撮ってありましたですね。それと同時に、本人も慌ててそれを消火しようとするし、団地にいた人が早く気付いて協力してくれたというふうなところで大火に至らなかったということがちょっと印象に残りましたですね。やはり一瞬の遅れで本当にどうなるかという事件だったかと思えますけど、本人も一緒に立ち直ったということと、周囲の人の協力というですかね、そういう防火の設備も比較的できていたところで、そういう大事に至らなかったんじゃないかと思っております。

司会者

ありがとうございました。この事件の場合には、証人としては、被告人のお母さんとお医者さんが出てこられていたと思うんですけども、お母さんのお話なりお医者さんのお話は分かりやすかったですでしょうか。

経験者3

そうですね、やっぱり子供を思う親というのは、もう日常どこにでもあるようなことで、ちょっとそこのところで、日ごろはちょっと妥協したりなんかしていたんだらうけれども、ちょっとやっぱり発達障害というお医者さんはそういうあれでもって、これが発生したことをおっしゃいましたけど、ちょっとその辺が、どこの家庭にでもあるような一時的な過激な行動をとるというんですかね。私が気付いたのは、年齢的にも、社会でも結構経験を積んでおりますから、多少のトレーニング、人とのトラブルなんかでは、自分の言動、発言、態度によって非常に人からたしなめられたり何かする訓練を受けた人でもこんなことが起こるのかなというのが、ちょっと本当に人間の不可解さというんですかね、ちょっともったいないなというふうな感じがしました。お母さんもそのことをものすごく、今後のことを心配しておられるのが、痛切に分かりましたですね。

司会者

ありがとうございました。その事件の中では、専門用語でいう心神耗弱といひまして、刑事責任は問えるんだけれども、完全ではありませんよというところでは、検察官と弁護人の間では問題点にはなっていなかったんですけれども、その辺の証拠調べについては、3番の方としては、あそこ部分は分かったということですかね。ちょっとまだよく分からなかったというところですかね。余り争いになっていない、その点があ的事件が問題点にはなっていないんで、あそこが問題点になっている事件ですと、相当いろいろ、深い証拠調べをするかもしれないんですけれども。

経験者3

ちょっと物足りない、ある程度改善の方向に向かっている人が、その人の気質が知りませんが、せっきく外部の人がそこにアドバイスして、こういうのがいいですよというような、先生方からの指示でそこに入るんだけど、またそこから長続きしないで出るとかいう、性格的なものもあるんでしょうかね。そういうもったいなさというのも、先生方、あるいは弁護士の方にしても、ちょっともったいなさというような気持ちを持たれたし、自分たちもそういう感じを受けましたですね。

司会者

どうもありがとうございました。

続きまして2番の方、お願いいたします。何か、2番の方の事件の時には、いわゆる性犯罪の事件で、お医者さんが証人として出てこられていたんですけれども、何か証拠調べのやり方で、ここは良かったとか、あるいはここはもうちょっとこういうふうにしてほしかったとか、何か御意見はございますか。

経験者2

そうですね、私の場合は、やはり被害者の方が女性というのもあるし、

犯人にも会いたくない，思い出したくないということで，自分の気持ちを手紙みたいな感じで文章にまとめてあったんですけども，その文章がちょっとすごい長い，やっぱり自分の気持ちを全部出したいんだろうなというのは分かるんですけど，そこはちょっと長くて，その辺でちょっと，だんだんだんだん分からなくなってくるというか，読んでいるうちに，どうなんだろうと，何か迷いの気持ちが出てくる時もありましたね。

それと，やはり一方的に書面でしか見ていない，気持ちがどんな気持ちですというふうに私たちは読んだんですけども，それに対してとか，その時のことに対して質問したいこととかも，やっぱり直接聞きたいこととかもあったんですけども，やはり出てこられない，それは仕方ないかもしれないんですけど，それはどうにか，やっぱり私たちがこんなふうに，こういう意見があるんだけどと，どうにか相手の方に伝えていただいて，その相手の方の気持ちが聞けたらまたちょっと違ったのかなというふうには思います。

司会者

なかなか，性犯罪の場合は難しいんですよね。いろいろ御存じかもしれませんが，やっぱり自分の被害の体験を人に話すということ自体も，やっぱりなかなかきついことですし，担当された事件の場合ですと，証言してもらおうということ自体が，被害者の方の状態を恐らく更に悪くさせるというような関係もあったのかなという気もしないでもないんですけどね。ただ，こういう手紙があるけれども，その手紙に対してあなたのほうとしては，やっぱり質問をしてみたかったなというところはあるということですかね。

経験者2

そうですね，一方的にしかやっぱり聞けないから，でもつらい気持ちも，もちろん私はそういう経験をしたことがないので，その人の本当の気持ち

というのは全然分からないんですけども、やっぱりちょっと聞きたいな、聞いてみたかったなというところがあります。ただもう、本当に病気になられて先が見えないということだったので、ちょっと難しいですね。

司会者

ありがとうございました。1番の方、いかがでしょうか。

経験者1

私が担当したのは、ほとんど本人も認めておりまして、やったかやらないかというのははっきりしていたと思うんですね。ただ、多分、突き押ししたかで肩や頭を打って、それで多分亡くなったという事件であったものです。そのくらいで死ぬかなというのはありましたですね。ほかのところは医師の立場での証人だったと思うんですけど、多分、医師の立場での証人はなかったと思うんですね。

司会者

そうですね。証人で出てこられたのは、被害者の同僚の方が3人ほど話をされたみたいですね。

経験者1

だから、強いて言えばもともと酔っていて、フラフラしていてドーンと打ったということで、その原因は被告人が押したということでしょうけど、そのくらいでやっぱり死ぬかなという医師の立場での、死ぬこともあるよとか、そういった証拠というんでしょうかね、そういうふうなのもあったほうが良かったのかなとは思いますが。

それと、先ほどの繰り返しですけども、何でそういうふうになったのかということも、追及も、証拠というんでしょうかね、そういうものも、もっとあればいいなという感じは、強いて挙げればそういうことです。

司会者

ありがとうございました。大体、いろいろお話ししていただいたんです

けれども、何かこの証拠の関係で、特に、証拠の量の関係では、先ほど2番の方から、事件の性質上やむを得なかったのかもしれないけれども、被害者の方のお話を聞いてみたかったというふうなお話は出たんですけども、そのほかに何か、証拠として同じことが何回も出てきたんじゃないかとか、あるいは逆に、もうちょっとこういう点を証拠として出してほしかったなとかいうのは何かございますか。そこは特によろしいですかね。証拠調べではそんなところでしょうかね。

それでは、杉田裁判官に質問ですけれども、この問題になっている6つの事件では、当然、被告人質問はやっているわけですけれども、被告人の捜査段階の調書というのは、調べたのかどうかという点と、順番はどうなっていたんでしょうか。

裁判官

個別の事件で、全部今記憶にあるわけではありませんけれども、多分、全部の事件で被告人質問、被告人の方の話をまず聞いて、その後に、もし検察官のほうで調べてほしい、捜査段階で被告人が話された内容を書面にまとめたものを調べてほしいと言われた時には調べたものもあるかもしれません。

司会者

分かりました。それでは一応次のところの、証拠調べが終わりますと、その後で論告といいまして検察官が証拠でこういう事実を立証しました。こういう事実を立証して検察官が起訴している事実については十分立証できたというふうに考えていますということを普通は言うわけですね。それで、だとすると、この被告人はこういう犯罪をやっていることの重さから考えていって、こういう刑が適当だと思いますというふうな主張を、論告という形でやられるんですね。その後、弁護人のほうからは、弁護人のほうの立場として、その事件については、弁護人としては証拠調べをした結

果，こういうふうに見てみますと。その観点からすると，争っている事件ですと，その点について立証というのはまだ尽くされていないんじゃないかというふうな主張とか，あるいは被告人がそういう行為をしたということについて争いのない事件であれば，こういう行為の見方として，弁護人としてはこういうふうに考えますと。したがって，弁護人としては，被告人に対する刑としては，こういう刑が適当だと思いますというふうなことを弁論という形でやると思うんですけれども，その点について，検察官が言っている論告の内容，あるいは弁護人が言っている弁論の内容，その内容については，そこは分かりましたでしょうか。あるいは，ちょっと分かりにくかったなとか，そこら辺はいかがですかね。

経験者7

検察官の方がおっしゃるのは良く分かりました。ただ，弁護人は，発言が余りにもかけ離れていたのは記憶にありますね。だから，この程度やったら執行猶予付きですよとか。だから，余りにもかけ離れた話だなというふうな，我々の裁判ではありましたね，そういうこと。

司会者

そうすると，検察官の言っている内容については良く分かったということですね。

経験者7

結果とのかけ離れさが，検察官のおっしゃることはまあこんなものでしょうというなど。だけど，弁護人の言っておるのは，ひどかったね，あの時は。

司会者

証拠調べの結果と，弁護人の言っていることの間隔がちょっと大き過ぎたんじゃないかという部分があったんですかね。

経験者7

そうですね，そういうことなのでしょうね。それと，裁判員の気を引きたかったのも分かりませんがね。でも，それは余り，そういうことは気にしませんでしたけれども，すごいかげ離れているなというような感じでした。職業だから仕方ないんでしょうけれども。

司会者

ありがとうございました。ほかの方，どなたかいかがですか。今日は傍聴人の方もたくさんおられるので，ちょっと言いにくいなというところはあるかもしれませんが，順番あるほうがかえってやりやすいですかね。6番の方いかがですか，検察官の論告，あと弁護人の弁論の辺りで，よく分かったというのと，ちょっと分かりにくいなというところみたいなものがあるだろうし，あるいは大体，論告と弁論に関しては，双方大体メモが出ているんですけど，そのメモ，いろいろやり方はあると思うんですよ。最初，私の言うことに集中してくださいというので，メモを配らないで最初に口頭で行って，それから最後にメモを，評議の時の参考のためにメモをお渡ししますという形で渡されるというケースといろんなやり方があるんですけども，何かその辺で，論告，弁論の辺りで印象に残っていることはございますか。

経験者6

いや，特に，違い過ぎるということもなかったです。

司会者

それは，検察官と弁護人とも，6番の方が担当された事件では，上手にやられたなという印象ですかね。

経験者6

そうです。そんなに違っただけではなかったかなと記憶しています。

司会者

5番の方は同じ事件を担当されておりましたよね。

経験者 5

争点というのがはっきりしてましたから、そんなにここがどうのこうのということはないですね。そこが違うなというようなことは全くなかったですね。

司会者

担当された事件では、検察官の論告も良く分かったし、弁護人の弁論も良く分かったということですかね。

経験者 5

そうですね。

司会者

ありがとうございました。

少し順番を変えて1番の方からいいですか。1番の方の事件ですと、先ほどあれですね。被告人も被害者もちょっとお酒を飲んでいた事件で、先ほどのお話ですと、どちらかという暴行の強さ自体はそれほどでもない事件だけど、お酒を飲んでいたということと、非常に当たり所が悪かったというか、そういうところのある事件だったというふうなお話でしたけれども、検察官の論告と弁護人の弁論というのがあったわけですけども、その中で、何か印象に残っていることはございますか。

経験者 5

いや、基本的に傷害致死という事例からすると、検察の論告、弁護人の弁論、スムーズに耳に入ってきて、ああ、そうだろうなとは思ったですね。ただ、最終的に自分の価値観で言うと、ポイントが、そのくらいで死ぬのとか、何でそうなったのというところが欲しいなというところだけですね。

司会者

ありがとうございました。

2番の方、いかがでしょうか。何か、検察官の論告と弁護人の弁論のと

ころで、腑に落ちたなというところと、ちょっとまだ納得いかないなというふうなところと、いろいろあったかと思うんですけど。

経験者 2

特にそこまで感じることはなかったんですけど、弁護人の方がたまにちょっと言葉に詰まられることがあったので、そういう時がちょっと、こういうものなのか、裁判自体も本当に初めてだったので、こういうものなのかなって、ちょっと不思議な感じですか。もうちょっと、言われて言ってしまう、本当にそういうものだと思っていたので、ちょっと言葉に詰まられた時は、あれっていうのが正直な気持ちはありました。

司会者

なかなか弁護人も、どういうふうに言おうかなって悩んでいる時もあるんですよ。

経験者 2

想像ばかりがやっぱりどうしても、こういうもんだらうというのがどうしても頭の中に出てきてしまって、特にドラマとかの見過ぎかもしれないんですけど、そういう影響もあって、余計にそういうのもあって、はい。

司会者

ありがとうございました。

3番の方は、何か論告と弁論のやり方のところで、何か印象に残っていることとか、あるいは双方から証言が出ていると思うんですけど、証言に対する感想でも結構です。

経験者 3

ちょっと私の感想ですけど、検察官は女性の若い方でしたね。そして、非常に毅然として自分の事実を述べられましたね。一方立たれた弁護人の方も、比較的弁舌がさわやか、若い方でしたねけれども、すごく弁論が立つというんですかね、相手を救済したいというような、そういうすごく使命

感に燃えたような発言でリードしていかれてね、こんなに弁護士という方は、自分の使命、誰でもそうですね、こういうことに携わっておられる方にはそれらしき風格を持っておられて、目の前に容疑者の方がおられる中で、本当にそれを酌み取ってやっておられるなというのを痛切に感じましたけど、若い検察官の方も、実にやっぱり、そうですね、間違いありませんねというようなことを相手に説得していくその態度、そういうところを見ていて、非常に裁判というもの、そこでまた裁判長なり全体を見て、今回は私たちもそれぞれ意見を述べる機会がありまして、そこが非常に参考になりましたね。

本当に、この被告人の方に大分質問をしました。私なんかも本当に、お母さんとか何か本当にあれなのにもったいないねというようなことを言って、女性の裁判員の方もおられましてね、お母さんに謝りなさいよというような、ああいうことを女性特有の感性で言われまして、そしたらやっと、やっぱり謝っていましたもんね。固い感じもありますけれども、直接やっぱり生の声をぶつけていましたので、私どもそういうふうにして、かなり質問を許されましたね、時間内でね。質問できました。そういうのは非常に参考になりました。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方、何か論告、弁論のところで印象に残っていることとか、あるいはもうちょっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとかいうので、何かございますか。

経験者4

検事さんも、それから弁護士さんも、聞いててはっきり分かりやすかったですね。分かりやすかったですけど、弁論のほうで、もう結局これは故意じゃなくて、払いよけたのがそのまま倒れて打ち所が悪かったからこの人は死んだんだというふうな言い方を結局通したいわけですよ。その辺

がどうも、我々が聞いていて、そのインパクトがちょっと薄かったもの
ですから、やっぱりさっき申しましたように、お医者さんが解剖した結果と
か、そういうのがあったので、確かに、弁護士さんもそれなりに、だから、
死んだことは間違いないですから、その刑をもう少し軽くしてくれという
ような感じは受けましたけどですね。そういう感じで、だからそれは聞いて
いて分かりやすかったですよ。そういう感じがしました。

司会者

ありがとうございました。じゃ、大体予定の時間がまいりましたので、
ここで15分休憩しまして、3時25分から再開したいと思います。どう
もお疲れさまでした。

司会者

お待たせしました。再開します。

それでは、今度は評議とか判決のほうの感想に入っていきたいと思いま
す。

まず、評議のほうからお伺いしたいと思いますけれども、皆さん、自分
の思っていたことは十分に話せましたかね。杉田裁判官がそこにいるので、
話しにくい部分はあるかもしれませんが、そこは今後のためですの
で。いや、もうちょっと話したかったなとか。

経験者7

わりかし裁判長オープンでしたからね。我々のときは完全にみんな順番
に言わなくてもみんなが意見言って、結構話していましたし、言いたいこ
とはみんな言ったんじゃないかと思うんですよ。

経験者4

そうですね、うちも日にちが長かったから。

裁判官

裁判の後にお願いしたアンケートの時にも申し上げたんですけども、

今後のために活かしたいというところがありますので、辛口な話、正直なところをお願いします。

司会者

言ってもらって結構ですのでね、おっしゃってください。あと、十分話せると思うけど、もっとこういうふうにしたらいいんじゃないのという御意見をぜひいただきたいなというふうに思うんですけどね。そこら辺はどうですかね。

経験者7

私のときはなかったですね。本当に、別に裁判長がいるから言うわけじゃなくて、特になかったし、よく説明してもらいましたしね。裁判長だけじゃなく、裁判官の方が2人いらっしゃいましたからですね、よく間に入って説明してもらったし、よく理解できたと思うし、納得できた評議だったし、判決についても納得できたんじゃないかと思うんですけどね。みんなそれぞれ細かいことは言えないにしてもですね。

経験者3

ちょっと質問を被告人にしても、それをまた組み立てて自分で再質問するというところのテクニックなんかは全然ないから、質問するのがやっとでしたけど、ちょっと相手の心情みたいなのを探るといっか、反応を見るために質問はしていききましたけど、その場で相手からぱっと合うような、済まなかったというような気持ちとか、何かこうお世話になりますとか、今後の熱意みたいなのをくみ取るまでにはちょっと経験が要るんですね、ああいうのは恐らくね。本当にそういうところはあるなと思いました。やっと質問だけ何点かできたというだけでもいい勉強になりましたけど。

司会者

評議の時間はどうでしたかね。言いたいことは言えたというお話だとすると、評議の時間としては十分だったというふうな御意見のようにも聞こ

えはするんですが。

経験者 7

結構ありました。十分みんなが納得できたと思いますよ。

司会者

あと、少し細かい話になるんですけども、先ほど話の出ている論告とか弁論の時に、論告の書類ですね、いつ出したかという時期の問題はあるんですけども、あの辺の論告のメモとか、あるいは弁論のメモというのは、評議の際に皆さんにとってみてはどういうふうに活用されたんですかね。そこら辺、非常に使ったという方と、いや、余り使わなかったという方といろいろあるんだろうとは思いますが。

経験者 4

私の場合は結構使いました、見せていただきました。事件が事件だったからですね。

司会者

そうですね、4番の方の事件ですと、ほとんど全面的に争っていた事件でしたね。

経験者 4

はい。ただ、最後の被告のですね、被害者というか、あれに対する後悔の念というか、あれがないのが大分印象悪かったですね。

司会者

余り個別事件の中身に触れるのは適当じゃないのかもしれませんが、あの事件の場合ですと、相当評議は伯仲したんじゃないかというふうな想像はされるんですけども、そこら辺も十分いろいろ議論できたんですかね。

経験者 7

あの文書は、自分の中で事件の時の状況を思い出すのに、想像するのに

いいじゃないですか。そういう面で読みましたけど。だから、どういう情景でそういう事件になったのかという、どういう形なのかという。実際その場所なんか全然知りませんけれども、だけど、やっぱり検察、それから弁護士、弁護士よりか検察の文書はよく理解できますよね、想像できますよ、そういうふうに。

司会者

論告の関係でいうと、一番最初の冒頭陳述の場合は、検察官としてはこういう事実を立証しますということですので、そのとおりに立証できたかどうか。検察官自身も証拠調べした結果ですね、一番最初の冒頭陳述、つまり自分がこういうふうな事実を立証しますというところが立証し切れないと判断して、そのところから少し違って修正してくる場合もあるんですね。例えば、先ほどもちょっと回数出ていたかもしれませんがけれども、起訴状では10回たたいたというふうになっていたけれども、証人と被告人の話の話を聞いたら、10回というのは、ちょっとそこまでの立証できていないという場合からすると、回数を少し減らして論告をすとか、そういう場合というのはないわけではないんですね。

経験者7

やっぱりあの時の法廷の言葉を聞いただけでは、なかなか飲み込めない分もあるから、ああいうのでよく自分で最終的に自分が年数を言わないといけない場合になった場合に、それが最終的にあれになってしまうんですね。

司会者

あと、評議のやり方はいろいろあるんですけども、どういう形でお示したかどうかは別にして、恐らく過去の量刑の傾向といいますか、それについては恐らく示している評議が大体一般的なんだと思うんですけど、その辺については、過去の事例というのは参考になったのか、参考になら

なかったのか。あとは、それは個別的に事件というのはそれぞれ違うもの
ですからね、いろんな要素だけとってくると、こんな山型になっていたり、
こんな山型になったり、いろいろあるんだろうとは思いますが、あ
の辺は皆さんが刑を決めるところの関係でいくと、参考になったと
か参考にならなかったとか、その辺どんなもんでしたか。

経験者 4

あれがなかったら決めようがない。

経験者 7

いや、参考になると思います。何か2種類出してもろうたような気する
けどもですね。1回目出とったよりも、裁判長が何かおっしゃって、また
違った形で出して、もっと絞って出したと思うんですけども、参考にな
ったと思います。

司会者

刑を決める時に参考になったものというのは、検察官の求刑があります
よね。事件によっては、弁護人としてはこういうふうにこの事件を見てい
て、例えば、検察官が仮に10年と言った後に、弁護人が5年とかいうふ
うに言う場合もありますよね。あるいは検察官は何年というふうに、いや、
この事件についてはぜひ執行猶予をつけてくださいというふうな弁論をす
る場合もあるでしょうし、その辺の刑を決める上での検察官あるいは弁護
人の御意見とか、どの程度重みを。

経験者 7

やっぱり過去の事例が一番重かったんじゃないかと思うんですけどね。
過去の事例の判例がやっぱり一番重かったような気がします、本当は。も
ちろん検察官のおっしゃることももちろんそうなんだけども、それに対し
て、やっぱり過去の事例が、求刑がこうで実刑がこういうもんだよとい
うのをたしか十何種類か出たと思うんですけどね、そういう中でやっぱりあ

れですから。大体まとまったあれじゃないですか。

司会者

実は皆さんにお示しした情報は、これは検察官と弁護人にも情報を開示しているんですよ。だから、裁判所だけが使っているものじゃなくて、あそここのところ、使い方をどうするかというのは、それぞれの事件の検察官と弁護人のほうにお任せしているんですけども。

経験者7

全国の判例が全部コンピューターで指定されただけでしょうからですね。よく似た判例を探して。

司会者

そうですね、実は裁判員裁判だけではなくて、少し前から蓄積していますので、裁判官だけでやっている事件も少しあるんです。

経験者7

そうでしょうね。細かいこと言うけど、いい制度だと思います。

司会者

あと、評議の関係では、裁判官3人いたんですけど、いかがでしたかね。いろいろ裁判官によってさまざま違いますしね、3人のやり取りというか。

経験者7

そんなに、僕らの裁判のときはほとんどぶれがなかったですね。お三方ともそんなに、指導、おっしゃることも結果もそんなに差ないくらいですかね。やっぱりさすがプロですよ。

司会者

あと、判決なんですけども、判決はいかがですかね。内容として聞いていてわかりやすかったか、あるいは分量的に多いとか、長いとか短いとか、そこら辺の感じはいかがでしたか。あんなにいっぱい話をしたのにこのぐらいにしかならないんですかとかいうものもあるという考え方もある

かもしれませんし。

経験者 4

それはよくわかりました。

司会者

どうしてこういう刑になりましたという理由のところですね，そのところ。

経験者 4

それはよくわかりました。

経験者 7

それは判決文の作成から，作成の途中で全部見せていただいて，みんな言い分言って，こうしてほしい，ああしてほしいと言って，みんなで合議でやって，最終的に裁判長がそうしましょうということになって，そういうのを全部読み上げられるわけじゃないけれども，そういうのをポイントだけ言って判決を言い渡すわけですから，全部みんな裁判員は少なくとも理解しとったと思うんですよね。結構時間を掛けてやっていただいたんで。それはほとんど裁判官の方が作っていらっしゃるんで，そんなに違和感のある感じじゃなかったと思うんですけどね。

司会者

ありがとうございました。

少し時間が押してきているんですけども，皆さんのほうにお伺いしたいところをもう一点の関係で聞きますと，いわゆる守秘義務の関係なんですけれども，守秘義務の関係では，説明としては，例えば，自由な意見交換を確保するために誰がこんな意見を評議のときに述べたとか，あとは，あの人は何年求刑言ったというふうなことが外へ出ますと自由な意見交換ができなくなりますよね。また，先ほど申し上げたように，守秘義務の中身というのは，実は法廷で証拠調べした内容というのは公開の法廷で行わ

れていますから，これは全然対象にならないわけですよ。ですから，そんなに広いわけではないんですけども，これについていろんな御意見があって，ちょっと心理的負担があるんだというふうな御意見もあるんですけど，皆さん少し経たれて，裁判員として事件を担当されたというのは周囲の方は知っておられる方があると思うんですけども，その辺との絡みで，この辺の守秘義務に対する心理的な負担みたいなのは何かございますか。

経験者 7

いや，意外と周りの人のほうが気を遣ってくれて，そういう守秘義務を発言させる質問なんかありませんしですね。だから，もちろん言えないけど，余り深く皆追及してきません。あっ，そんなすごいのに，何千人に，何万人に1人に当たったのという程度のことであって，はあという感じでしたよ。特に周りからもそういうことを聞かれるとか，内容を聞かれるとかいうこともありませんでしたし。

司会者

ちょっと今負担になっているなとかいう方ありませんか。皆さん仕事やっていけば，守秘義務と言うかどうかは別にして，仕事を持っておられる方であれば，例えば，自分が接しておられる方の顧客情報の中でちょっと面白いことを知った場合であっても，それはやっぱりほかの人に言っちゃいけないというのは職業上の義務としてありますよね。それに近いんだと思うんですよ。その辺，自分の中で上から重しになっているみたいな，そんな感じはありますか。

経験者 3

ないです。特に文章を書くわけでもないから，注目するようなところ，そのポイントを書くようなことはちょっと。

経験者 4

そこまで突っ込んで聞かれる方は余りいないと思いますね。

司会者

ありがとうございました。

それでは、ちょっとここで皆さん、せっかく今日、検察官と弁護人と、あと裁判所のほうに来ているんですけれども、最後に裁判員になられる方へのメッセージをちょっとお伺いするんですが、その前に検察官のほうで何か質問されたいことがあればお願いしたいと思いますけど。

検察官

冒陳メモ等についてのお話をお伺いしても構いませんか。

司会者

ええ、どうぞ。

検察官

冒頭陳述メモというものと論告メモというものを検察官のほうでは作成して、口頭で述べる際には、お手元に配付しているという状態にさせていただいているんですが、先ほど評議の時に論告メモを見ていただけというお話もありましたけれども、いざ実際の法廷の場で私たち検察官が口頭で述べている時に、卓上に配付している資料も目で同時に追いながら聞いていただいているのか、そうであれば、どうなんでしょうか、口頭だけで聞くよりもわかりやすいという印象をお持ちなのか、それとも、もう自分は後で口頭だけで理解しようということで心掛けていただいているのか、その辺りお聞かせ願えればと思ったんですけれども、どうされているんでしょうか。

司会者

どなたかいかがですか。

経験者3

初めての時は流れがちょっとあれだからつかめないの、経験してくる

とあれだけど，最初の時は同時にメモがあったほうが理解がいいですね。事件そのものもいきなりの，前例が全然ないものをぱっとう見る，せっかく熱心に説明されていても，ちょっとやっぱり理解に苦しみますから，メモと同時がいいですね。

司会者

ほかの方はいかがですか。

経験者 1

メモはとにかくあったほうがいい。例えば，今お話しされていて，ずっと見ながら聞いて，分からないところをぱっと補足して見るということで，あったほうがいいですね。

司会者

よろしいでしょうか。

検察官

あともう一点よろしいですか。同じメモのことなんですけれども，評議の時に見ていただけるという御意見もありましたけれども，統一的なものではないと思うんです。あくまでも参考というか，意見が書いてあるだけです。統一的ではないんですが，メモを各自がそれぞれの観点で利用しているというふうに思っているのでしょうか。みんなで例えばこうしましょうということに使われているのか，各自の視点で必要と思えば使うということ，本当に自由に使われているのかということをもし。

経験者 7

恐らく各自だと思います。僕らのグループでは各自だと思います。私も各自で，私もあれの時は検察官の言葉を全部聞いて，後からメモで確かめたという感じで，僕はとにかく検察官の目だけ見て聞いていましたけれども，やっぱり全部聞き取れるわけじゃないですからね，後で確認しています。だから，やっぱり文章と両方あったほうがいいですよ，絶対に。

司会者

隈弁護士何かありましたら、どうぞ、

弁護士

弁護士の隈のほうから1点、2番の方のお話の中で、被害者の方の手紙が出てきて、それに対して、直接聞きたいと思うような話があったというのがあったと思うんですけども、それ以外にでも、例えば、裁判の中ではいろんな書面がいろいろ出てきます。供述調書がその代表的なものになると思うんですけども、ほかの事件等でもそういった書面を見て、できればこの人の話を呼んで聞きたかったなとか思うような、そういったのはなかったのかどうかというのを伺いできればという点。

司会者

そこら辺いかがでしょうか。質問の意味はお分かりだと思いますけれども、いろんな事情で、証人ではなくて、捜査段階で主に検察官が質問された内容をまとめた被害者とか関係者の調書というんですけど、それを法廷で読み上げたというのがあると思うんですけども、その中で、例えば、話をした人に皆さんとしてちょっと聞きたかったな、あの人に聞いたことを前提として、ちょっとこういう疑問があって、その人に対して聞きたかったなとかいうことはありましたかというふうな質問だと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

先ほど2番の方は、被害者の方が法廷に出られなかったこととして、自分の今の心情みたいなものを手紙にというか、書面で出されたんで、それを読み上げたけれども、ちょっとそこで分からなかったことがあったんですけども、自分としては聞きたかった部分があるというふうにおっしゃったんですけども、それと同じような場面がありましたでしょうかというふうな質問だと思うんですけど。そこら辺はいかがですかね。

今回、割合、証人調べという事件もあるんですよ。否認といえますか、

争いがある事件は当然証人が出ていますので、証人が出ていない事件というのは、5番さんと6番さんがやられた事件ですかね。ただ、これは被告人の人が、被害者の方が奥さんですもんね。ちょっとなかなかそこは難しかったんだと思うんですけどね、恐らくね。多分奥さんの話を検察官が聞き取ったものを法廷で読み上げるという形で証拠調べやったと思うんですけども、これ聞いてみますかね。5番さん、6番さんの関係でいくと、被害者の奥さんに聞いてみたかったなという部分というのは何かありますかかね。

経験者6

たしか認知症がちょっと入っていらっしゃるかだったかなと思うんで、意思疎通がちょっとどうかなというのがあるので、それよりも、その方たちのお子さん、娘さんがいらしゃったと思うので、その方にお話を聞き取ったなというのはありました。その方は書面というか、お手紙だけで、来られることはなかったのです。

司会者

手紙を法廷で読まれましたよね。読まれた上で、お父さん、お母さんとどういふふう交流していたのかという質問を試みたかとかいう、そういうことはございますか。

経験者6

2人の関係性というのを知りたかったかなというのはありますね。子供さんから。

司会者

子供さんから見たお二人の関係が。ということのようなんです。

弁護士

ありがとうございます。

司会者

まだいろいろお尋ねしたいこと、おっしゃりたいことがたくさんあるうかと思えますけれども、時間の関係で、最後に、これから裁判員となられる方へのメッセージを、簡単に順番にお願いしたいと思いますけれども、5番の方がいかがでしょうか。

経験者 5

裁判員の話をして、なかなか話が進まないですね。いい意味でも悪い意味でも、聞こうということもないし、それで、もうちょっとやっぱり裁判員というのは何かというのを分かりやすくというか、そういうものが必要じゃないかと。何か常に特殊なことだと思われているような気がしますね。だから話にならないことが多いんですね。そういうのが何かないのかなと。

司会者

裁判員の具体的な仕事の内容について、もうちょっと広報したほうがいいということですかね。

経験者 5

そうです、そうだと思いますね。私さっき言ったように、意識がやっぱり裁判員になって思いました、こんなにあるんじゃないかということですね。

司会者

ありがとうございました。それでは、6番の方がいかがでしょうか。これから裁判員となられる方へのメッセージといたしますか。

経験者 6

経験をしてみないと分からない。自分は嫌というのでいっぱいだったので、経験をしてみて、こういう流れで裁判って進んでいくんだというのも分かったし、とても勉強にはなったと思うので、また当たるかどうかは分からないんですけど、もし当たれば受ける形になるかなとは思っています。

司会者

ありがとうございました。7番の方がいかがでしょうか。

経験者7

やっぱりめったにない経験なんで、ぜひ当たった方は天命だと思って、裁判の傍聴席からでなく、内側から、逆から裁判を見詰めて経験していただければ、なぜこんなに犯罪を起こすのか、自分の子供の教育のためにも参考になるだろうし、ぜひやってみてから、参考にならなくてもともとなんで、絶対に参考になると思うんで、ぜひ参加していただきたいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、1番の方がいかがでしょう。

経験者1

本当に全く同じですね。ぜひ参加をして、経験をして、その辺を自分なりにずっと考えていただければ、もっといろんなことが、犯罪も減るんじゃないかなと逆に思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、2番の方お願いいたします。

経験者2

私もぜひ当たった方には参加していただきたいです。自分もそうだったんですけど、いろんな物の見方が、こういう経験をさせていただいて見方が変わりました。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方がいかがでしょう。

経験者3

そうですね、先ほども前の方がおっしゃったように、社会の見方が変わるといえるか、本当に判決文か何かを読んでみて、ただそこで感動したりなんかというよりも、事件の余りの多さにびっくりして、この仕事の、社会

はルールがあって、そして秩序があって、今日私たちは安心した生活をしているのに、ちょっとうっかりして自分でもあるようなことがいっぱい世の中にあるなということを通じて知りましたし、今後こういうものから発想というか、想像をたくましくして、対策なり何かに関与するような、自分自身も磨きをかけないといけないと。追随してはちょっと駄目だから、何かのコミュニケーションの場なんかの時にいろいろ先を読むような感性というものを持たないといけないなと思います。だから、いい経験でしたね、そういう意味では。余りこれを話題に出してするような席はないけれども、興味を持った人とはいろいろなところで会話をしたいと思います。特に最近、高齢者になりますと、いろいろ寿大学とか、佐賀ではカルチャーとかいろいろなものでいろいろな勉強会なんかがありますから、頭を磨かないとですね。一時的なあれだけでは駄目だなということを感じますね。これを機会に磨きたいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後になりましたけど、4番の方よろしくお願いします。

経験者4

これは、ぜひなってもらいたいと思います。なると、やっぱりその期間これに携わるもんですから、テレビと新聞と、そういうものの見方が違います。そういう事件を真剣に見るようになります。それまではただ、こういう事件があったんだなと思うのが、どういうふうな流れだなということが今まで興味なかったのが興味を示すようになりますから、ぜひ今後これが来たら参加してもらいたいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、意見交換会のほうは以上で終了させていただきます。

それでは，ここからは，お集まりの記者の方から質問をお受けしたいと思います。

記者

裁判員裁判に参加されて，制度の中で特に変えてほしいと思う点はありませんでしたか。

経験者7

特に違和感はありませんでした。

記者

会社のお休みは，問題なく取れましたでしょうか。

経験者7

それは問題ありませんでした。もちろん仕事を片付ける必要がありましたが，がんばってくださいと会社のお墨付きをもらいました。

経験者2

直属の上司や直接仕事上の関係のある人にしか言わなかったのですが，第一声が「よく当たったね。」ということで，「安心して参加してください。」と言われました。

経験者6

私の職場はシフト制なのですが，お知らせがくるのが遅くて職場のシフトが決まった後に連絡がありましたので大変でしたが，全面的に協力してもらいました。裁判員に決まる前の選任手続の際にも職場で何とかしてくれました。選任のお知らせも来るのが遅くて・・・。

司会者

6週間前にはお知らせすることにはなっているのですが。

経験者6

なんか紙の色が違っていたみたいで・・・。

裁判官

追加選定をお願いした事例ですので、3週間くらい前だったと思います。

経験者 6

それでも会社は「行きなさい。」と、何とかしてくれました。

記者

重い事件もあったと思いますが、ストレスはありましたか。性犯罪や凶器や傷の跡をご覧になったと思うのですが。

経験者 2

特に思い悩むということはありませんでした。

きちんと目を通しておかないと意見が言えないと思いましたので。

経験者 6

私は、職業柄血を見るのは大丈夫な方ですので、特にその点でのストレスはありませんでしたし、事件を把握するためには、凶器を見たり触ったりすることは必要なことだと思います。少しきついことではあると思いますが。

記者

5番の方は、人間って恐ろしいものだと言われていましたが、判決が終わった後に怖くなったりしましたか。

経験者 5

そういうことはなかったです。ただ、こういうことがどうして起こるのかということは気になりました。

記者

4番の方は、刑を長くしたいというような気持ちになったのでしょうか。

経験者 4

被告人の態度がよくなかったので印象が悪かったということはありません。無抵抗の人間を殴ってその方が亡くなって……。それくらいでいいのかなと思いました。けれど、いろいろ話を聞きまして……。

記者

2番の方が、社会の見方が変わったと言われましたが、どのような点でそのように思われたのでしょうか。

経験者2

被告人の息子さんが出てこられて、自分が悪いわけではないのに、息子さんが一生懸命謝っていて、もちろん被告人の方も謝っていましたが……。息子さんの姿を見て、実は自分のまわりにはたくさん人がいて、まわりにもたくさん迷惑がかかって、人は一人ではないんだと思いました。

記者

7番の方が、弁護人の言うことがかけ離れていたというのは、具体的にはどのような点がかけ離れていたのでしょうか。

経験者7

弁護人が執行猶予にするべき事案だと言われたので、全くかけ離れているような話だなと思いました。

もちろん立場が違うからなのだろうと思いますが、立場上の難しさを裁判員の席に座ってはじめてわかりました。

記者

再審事件等が話題になっていますが、出された判決について、後悔したりすることはありますか。

経験者4

いや、今のでよかったと思います。納得しています。

経験者1

裁判員の気持ちが入った判決で納得しています。今は、被告人が反省して生きているかなと思っています。

記者

裁判官にお聞きします。裁判員が入られて、市民感覚が取り入れられて、

よかったなと思う判決はありましたか。

裁判官

具体的なことは申し上げられませんが、市民の方々の様々なご意見をお聞きして、自分の考えに変化があることもあり、本当にいい制度だなと私は思っています。

検察官

事件に対する姿勢は、どんな事件に対しても変わってはいけないのですが、法廷で裁判員の顔を見ながら、伝わっているのか、伝わっていないのか、我々の訴えていることが市民感情に近いのか、遠いのかということが生で伝わってきますので、そういう思いをより感じるようになりました。

弁護士

弁護人としても裁判員の方々にどのように理解してもらおうかということを考えています。市民の方の意見が加わることで変わっていくこともあるので、裁判員の方にどうわかってもらうか、我々も努力しており、市民感覚が加わることで裁判が変わっていくのはいいことだと思っています。

司会者

裁判員経験者の方々には長時間、意見交換会や質疑応答に御参加いただき本当にありがとうございました。

皆様からいただいた意見は、裁判員裁判の改善、より充実した分かりやすい裁判を実現するために非常に貴重な資料になると思います。

ありがとうございました。これで終了とさせていただきます。